

一般社団法人ぽこぽこ会 特定処遇改善「見える化」要件

介護職員の処遇改善につきまして、平成 29 年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取り組みが行われて参りました。その中で「新しい経済政策パッケージ(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定)」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年 10 月の消費 税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。この事を受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。当該加算を受けるためには、下記の要件を満たしている必要があります。

- A. 現行の介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)を取得していること。
- B. 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- C. 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページの掲載等を通じた「見える化」を行っていること。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的取組(賃金改善以外)につきまして、公表いたします。

(具体的取組内容)

1. 両立支援・多様な働き方の推進

→有給休暇が取得しやすい環境の整備

2. 生産性向上のための業務改善の取組

→5 S 活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備

3. やりがい・働きがいの構成

→ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善